

南部町監査委員告示第1号

鳥取県南部町職員措置請求書に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく鳥取県南部町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定によりその結果を公表する。

令和6年2月5日

南部町代表監査委員 仲田 和男

南部町監査委員 細田 元教

第1 住民監査請求（鳥取県南部町職員措置請求書）の概要

1 監査の請求

（1）請求人

南部町西町 9 番地	大塚 勝
南部町馬場 210 番地	足羽 昇
南部町東町 319 番地	宇山 秀人
南部町馬場 282 番地 1	松原 典子
南部町馬場 226 番地	真壁 紹範（請求人代表者）

（2）監査請求のあった日

令和5年12月8日

2 請求の受理

（1）監査委員は、法第242条第1項の規定により、令和5年12月8日に提出された、鳥取県南部町長 陶山清孝 に関する措置請求書について、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

（2）本件請求のあった日は、法第242条第2項に規定する日を経過しておらず、住民監査請求の対象となるものである。

第2 請求の要旨

（1）措置請求の対象者 鳥取県南部町長 陶山 清孝

（2）措置請求の内容

<主位的請求>（原文のとおり）

鳥取県南部町監査委員は、南部町長 陶山清孝が、令和2年度から令和5年度に行った南部町保育園統合・民間移管についての「南部町行財政運営審議会」及び「南部町保育所あり方検討委員会」及び「住民説明会」「南部町議会」での説明において、あたかも公立のほうが町の財政負担が著しく大きくなると述べ、裏付けとなる資料も示さずに保育園の統合・民間移管が正当であるという説明を行ったことについて、また、社会福祉法人「伯耆の国」に指定管理で行ってきた保育園について、統合後、新設の保育園を南部町が建設し、そのすべての町有財産を「伯耆の国」に無償で貸与するという説明を行っていることについて、これは恣意的に民間移管に誘導するものといえるとともに、公平・公正であるべき財産の貸与に関して、何ら公募などの措置も取らない不適切な行政であるといえと指摘し、また、このような根拠のない説明で住民を混乱させたことは、町行政の在り方として不適切であり、今後の保育園統合・民間移管によって、多大な行政経費の支出となるものであり、看過できないと指摘するよう求める。そして、今後、予測される保育園の統合・民間移管の差し止め及び、町財政の支出、建設費7億3千5百万円（内南部町一般財源 4億1千9百64万6千円 南部町の試算によるが、この金額は増額になることも考えられる）の支出差し止めを求めるよう請求する。

<上記請求の説明>（原文のとおり）

- ① 令和3年2月26日に、南部町長 陶山清孝は、南部町の条例に定める「南部町行財政運営審議会」に対して、保育園の統合保育園について、その運営方法について諮問を行い、行財政運営審議会は、令和3年10月15日に民設・民営を答申した。（参考資料①②）しかし、その際、町から「行財政運営審議会」に提出さ

れた資料は、建設費・運営費とも民設・民営の方が、南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるという資料を提出し、民設・民営へ議論を誘導したといってもいいものであった。その後、建設費については、公立と私立では、南部町の財政支出は公立の方が、町の財政支出が少なくなると、全く逆の説明に転換し、令和5年8月に「南部町行財政運営審議会」に了解をとった。しかし、運営費については、民設・民営の方が南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるということを述べている。しかし、国会における総務大臣の答弁（別紙①）でも明らかのように、公立と私立についての国の財政措置は同等であり、私立に対しては地方交付税及び施設給付費で行うが、公立については、地方交付税措置を行っていると答弁しており、南部町の資料は、明らかに、恣意的に民間移管に誘導するための資料である。このような資料を提供した南部町長の責任は重大である。

- ② 令和5年8月、南部町は町民の批判の中、住民説明会を行った。その際に南部町が提供した資料（別紙②）は、運営費については、民設・民営の方が南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるということを述べている。しかし、これも国会における総務大臣の答弁でも明らかのように、私立に対しては地方交付税及び施設給付費で行うが、公立については、地方交付税措置を行っていると答弁しており、南部町の資料は、明らかに、恣意的に民間移管に誘導するための資料である。このような資料を提供し、町民を混乱させた南部町長の責任は重大である。
- また、この際の資料で明らかになった保育所の運営費について、国庫からの支出は、私立の場合、地方交付税18,200千円、施設給付費56,000千円、合せて国から74,200千円くると説明し、公立の場合、交付税49,200千円としている。この説明は、国の国会での答弁とも違うし、国が、私立に対し

て、公立より年25,000千円も多く交付することになっているが、このような説明の根拠すら明らかになっていない。しかも、私立が増えれば、国からの税金の支出が大きく増えるというような施策は考えられない。このような説明資料で保育園の統合と民間移管を進めようとする南部町長の責任は重大である。

- ③ 「南部町行財政運営審議会」の統合保育園は民設・民営ということが答申された以後、南部町長は、民設・民営の統合保育園を、南部町が用地取得を行い、施設を建設し、社会福祉法人「伯耆の国」に無償で貸与すると議会において答弁している。しかし、この考えが出されたのは令和3年10月15日の「南部町行財政運営審議会」の答申以降でなければならない。「南部町行財政運営審議会」に出された資料の瑕疵について先に述べたが、令和3年10月15日の「南部町行財政運営審議会」答申ですら「伯耆の国」への無償貸与など述べていない。しかし、南部町長は、情報公開により提出された資料によると（別紙③）（参考資料③）令和2年12月11日から「伯耆の国」と事前協議を開始している。この事前協議は、明らかになっているだけでも、令和2年12月から令和5年4月までに11回に及び、「南部町行財政運営審議会」に提出する資料の事前確認、「南部町行財政運営審議会」の今後の流れの説明、統合保育園用地候補選定構想案の説明、用地をA・B・Cの3か所に絞ることの説明、用地選定場所の選定結果の説明、建設場所を「伯耆の国」の要望に即して改めて協議を行ったり、新園を建設するための覚書の締結の相談など、詳細・多岐にわたっているが、すべて秘密裏に行われてきた。このようなことは、地方自治の本旨に反する行政行為であり、官製談合の色合い濃いものである。南部町は、公私連携協定を結び、「伯耆の国」と事前協議することは問題ないと言っているが、まず、南部町と「伯耆の国」は公私連

携協定を結んでいない。また、指定管理を10年行ってきたと言っているが、これも公募ではなく指名指定管理によるもので、これを根拠に事前相談をするなどありえない。しかも秘密裏に行ってきたことは、地方自治行政の在り方として、はなはだ不適切である。よって、南部町長の責任は重大である。

- ④ 南部町長は、令和5年6月14日、6月議会一般質問の答弁において、町民や議会に「公表しない」としていた統合保育園の用地選定結果について、14人の議員中、11人で構成する「清和会」議員に説明していたことが判明した。

地方自治体は、執行機関の長の首長と、議事機関の議会議員を、それぞれ住民が直接選挙で選び、首長、議会がそれぞれ住民に対して直接責任を負うという制度をとっている。この地方自治法の二元代表制の趣旨からいえば、町長は議会全体に対して説明することが求められており、事前に秘密裏に一部の議員に重要事項の説明を行うことは、多数派工作といえるもので、地方自治法の趣旨から著しく逸脱しており、町長の責任は重大である。

以上の4点にわたる請求の説明から、保育園の統合・民営化計画は白紙に戻すよう監査委員会が南部町長 陶山清孝氏に求めるよう請求するものである。

(3) 説明のための付属資料

1) 南部町「さくら保育園」「つくし保育園」統合・民間移管についての経過

令和2年12月11日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、子ども子育て会議や行財政運営審議会にかける資料の事前確認を行う。

令和2年12月15日 南部町子ども子育て会議が開催される。

令和3年 1月15日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、行財政運営審議会

資料のたたき台により、今後の流れを説明。

令和3年 2月26日 南部町長が、南部町行財政運営審議会に保育園の運営方法等を諮問

令和3年10月15日 南部町行財政運営審議会が町長に民設民営を答申。

令和4年 3月24日 南部町保育所あり方検討委員会が発足。

令和4年 5月25日 南部町が庁舎内第1回基本構想策定委員会を開催。

令和4年 6月28日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、統合保育園の用地を3か所に絞ることを説明。

令和4年 8月 9日 南部町長が統合保育園用地候補地を3か所に決める。

令和4年 9月13日 9月議会で候補地を3か所に絞ったことを答弁。

令和5年 3月 1日 保育所のあり方検討委員会で3候補地の評価点を決定。

令和5年 3月20日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、あり方検討委員会の検討結果を説明、「伯耆の国」は、デイサービスを一緒に考える中で、敷地が狭く利便性がよくないなどの意見を述べる。

令和5年 4月 6日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、建設場所について改めて協議を行う。

令和5年 4月18日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、新園を建設していただくことを明確にする覚書を締結できないか相談。伯耆の国として、デイを同じ場所ですることによりメリットがあると考えていたが、あり方の場所ではデイがいっしょにできない。損をしてまで民設民営にこだわる必要は法人とし

てない。建設運営については町の支援を明確にして欲しいと町に要望する。

令和5年 6月14日 6月議会の一般質問の町長答弁で、住民や議会に「公表しない」としていた統合保育園の用地選定結果と候補地について、町長が日本共産党の3議員を除く11人の議員で構成している政治団体「清和会」に説明していたことが判明。

2) 事実証明書、別紙資料の説明

- ① 国会における高市総務大臣の答弁議事録
- ② 南部町の住民説明会資料
- ③ 南部町情報公開資料

参考資料

- ① 行財政運営審議会答申
- ② 行財政運営審議会検討資料
- ③ 町の「伯耆の国」への協議依頼書

(4) 南部町長に求められる措置

上記の請求理由等から、南部町長 陶山清孝は、南部町「さくら保育園」「つくし保育園」統合・民間移管についての計画を白紙に戻すことを求めるものである。

第3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設定したところ、陳述の申し出があり、令和6年1月19日に新たな証拠の提

出及び陳述の聴取を行った。

1 陳述人

真壁 紹範 (請求人代表者)

宇山 秀人

2 新たな証拠の提出

なし

3 陳述の概要

- ① 措置請求書は地方自治法第242条第1項に基づく請求で、本条の規定では予測される行為に対するものも対象とされているので、既に支出したものではなく、今後予測される財政支出に対する請求。
- ② 南部町は2園の保育園を統合して新たな1園を建設する建設費735,000千円、そのうち一般財源419,646千円(今後変動する可能性あり)を試算しているが、その財政措置を伴うものの支出差し止め、措置として保育園の統合民営化計画の白紙撤回を請求するもの。
- ③ 令和3年2月26日に南部町長は南部町行財政運営審議会に対して統合保育園の運営方法について諮問し、同年10月15日に民設民営の答申を得ているが、答申書の理由3「民設民営には建設等整備費及び運営費に国、県からの補助が入るため町の財政負担が軽減されること」が大きな問題と考えている。
- ④ 南部町は行財政運営審議会に対し整備方法の比較を説明しているが、統合保育園を公設公営、公設民営の場合は補助制度がないため、当初は民設民営で建設すると説明していたが、10月15日の答申後に町が建設するという逆の方針へ変更

した。

- ⑤ 運営費に係る南部町の負担について、公立の場合15年間で1,294,500千円要するのに対し、私立は499,500千円で済むという資料により、行財政運営審議会で説明し私立が良いとの答申がなされたが、これは、平成27年3月24日の参議院総務委員会において総務大臣が、地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担分も含めた地方負担額の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、地方財政措置を講じている（これは起債に変え、交付税措置したということ）と答弁した内容とは異なっている。
- ⑥ この総務大臣の答弁と南部町の説明は乖離していて、公立の場合は町の負担が多いという根拠のない数字を出したことが問題であるし、この数字に基づいて行財政運営審議会が答申を出したので、このことが不当で違法性の高い行政行為である。
- ⑦ また、住民説明会の資料も同様な内容で、民営の方が国から年25,000千円多く交付税が来ることになると説明されていて、総務大臣の答弁と合致しない根拠のない資料で違法性が高く、住民合意を得るために不適切な資料により説明会を行った。
- ⑧ 令和3年10月15日に行財政運営審議会は、統合保育園は民設民営の答申を行ったが、この答申より前に南部町は社会福祉法人「伯耆の国」と事前協議を始めており、施設の建設場所や運営方法について、審議会で説明する資料の事前確認を行っていた問題が情報公開請求により判明している。
- ⑨ 民設民営には法的根拠となる議会の同意が必要だが、この手続きをとらず「伯耆の国」と事前に協議を行うことは、官製談合であり一法人を優遇した公平性・公

正性に欠ける対応と考えられ、公私連携協定を締結していない中での協議も、行政運営の公平性・公正性を著しく損なっている。

- ⑩ 統合保育園の建設用地の選定結果について、議会答弁では「公表しない」としていたが、14人の議員中、11人で構成する「清和会」の議員へ議会提案前に説明していたことは、議会の多数派工作といえるもので、町長の政治姿勢は二元代表制を無視したものであり、指導勧告をされる必要がある。

第4 関係人からの意見の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、令和6年1月25日に関係人の出頭を求め、調査を行った。

1 調査対象部局及び職員

総務課及び子育て支援課 副町長

2 調査の概要

- ① 南部町は、それぞれ根拠を持って試算をして出した数字で各資料を作成し、行財政運営審議会において客観的に審議していただき、それを基に住民に対して説明会を行った。
- ② 保育所の統合・民営化が行財政運営審議会の方で民営が良いとなれば、最優先は「伯耆の国」になるし、行財政運営審議会において、運営方法の公設民営、民設民営ということを審議いただく上でも、現在、指定管理をしているところに運営の意見を聞きながら進めていきたいと当初から町長が議会答弁してきたので、秘密裏に協議をした認識はない。

- ③ 「伯耆の国」が指定管理をしている保育園の統合・民営化を行財政運営審議会に諮るため、当事者に対して内容に間違いがないかなどの事前確認は必要と認識している。
- ④ 新園の場所について、候補地を公表すれば、いろいろな意見が出て来るし、地権者との関係もあることから、決定した段階で議会に説明する趣旨の答弁をしてきた。公表は広く一般に知らせることと理解するが、「清和会」への説明は秘密会として行ったので、公表しないとしたことには反していない。

第5 監査の実施

監査委員は、法令等をもとに、措置請求書、証拠書類、請求人の陳述及び関係人の意見について厳正に監査を行った。

1 監査の執行者

南部町代表監査委員 仲田 和男

南部町監査委員 細田 元教

第6 本請求に対する結論

1 主要な事実経過

- ① 令和2年12月 7日 令和2年第12回南部町定例議会一般質問の町長答弁。

「保育園建設と運営には密接な関係がありますので、現在、指定管理を受託いただく伯耆の国の意向を交えながら検討し、行財政運営審議会に保育園の運営方針について諮問する予定です。」

- ② 令和2年12月11日 一般質問と答弁を受けて、南部町行財政運営審議会に諮る建設・運営の方法について「伯耆の国」との事前協議を開始。
- ③ 令和3年 2月26日 南部町行財政運営審議会へ「南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について」諮問。
- ④ 令和3年 3月 9日 令和3年第3回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
「現在、南部町の保育事業の一翼を担っていただいて10年の実績を持つ伯耆の国のご意見もいただきながら検討していくことは、自然な流れと考えている。」
- ⑤ 令和3年10月15日 南部町行財政運営審議会が答申。
「南部町立保育園（つくし保育園・さくら保育園）の2園統合に係る整備運営方法について検討した結果、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当である。」
- ⑥ 令和3年12月 6日 令和3年第8回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
(民設民営の答申を受けて)「これからいよいよ本格的に場所の選定であったり、現実的には受けていただくかどうかというこれからのお話、伯耆の国の条件等の議論もこれが一番大事なところだろうと思っている。
(略) 伯耆の国を差し置いて他の民間企業も一緒にしながら競争して選定するだとか、そういうことには値しないと思っている。したがって明らかに 伯耆の国と今後交渉させていただきたいと思っている。」

- ⑦ 令和3年12月13日 議会全員協議会において、南部町行財政運営審議会の答申について町執行部から詳細説明。
- ⑧ 令和4年 3月24日 南部町保育所あり方検討委員会が発足。
南部町の保育所のあり方を検討するにあたり、当事者等の意見を反映させること及び地域の実情を踏まえて施策を実施することを目的として設置、委員会は保育所あり方の基本構想に関すること等を検討。
- ⑨ 令和4年 6月14日 令和4年第3回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
「運営に当たっては現在、指定管理をお願いしている法人の保育園運営に何ら問題がなく、保護者、園児にとって安心して利用されている実態もあり、保育の質は町立保育園と同様であることから民営を進めるべきと考える。」
- ⑩ 令和4年 9月12日 令和4年第5回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
(統合保育園の建設場所は)「最終的な位置いうものはパブリックコメントの中に含まないということに訂正させていただきます。(略) その土地によっては地権者数が数十人に及ぶこともあるかもしれません。その皆さんのひとまず同意をいただかない限りは、(略) 一定の同意が得られた後で、町民をはじめ、こちらの議会のほうにもその場所について確定したものを申し上げたいと思っています。」

- ⑪ 令和4年 9月13日 令和4年第5回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
「私はこの間、伯耆の国の関係者とお会いしをして場所
の話を一度たりともした覚えありません。」
- ⑫ 令和4年11月 7日 南部町立保育所統合に係る基本構想のパブリックコメ
ントについて、11月30日まで募集。
- ⑬ 令和4年12月13日 令和4年第9回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
(伯耆の国との相談は)「正式な話合いは全くやってませ
ん。(略) 民間移管、伯耆の国は運営することについて
(略) 担当者レベルではそのような議論の中での打合せ
等はあるかもしれませんが、町長レベルではそう
いうことはありません。(略) 町長として、伯耆の国、
特に理事長とこの話を正式にしたことはありません。
(略) 保育園の運営を理事長と、責任を持った方と話を
したことはございません。」
- ⑭ 令和5年 1月11日 南部町立保育所統合に係る基本構想のパブリックコメ
ントの実施結果を町ホームページで公表
- ⑮ 令和5年 1月30日 南部町立保育所統合に係る基本構想を町ホームペー
ジで公表
- ⑯ 令和5年 3月 1日 南部町保育所あり方検討委員会へ統合保育所の建設候
補地3箇所について、評価基準を説明し、採点評価を
実施。
- ⑰ 令和5年 3月14日 町から伯耆の国へ正式協議文書「つくし保育園」並び

に「さくら保育園」の今後のあり方についての協議を
発出。

- ⑱ 令和5年 4月10日 統合保育所の建設候補地C地点(天萬地内)について、
関係地権者との事前協議(承諾書)を開始、8月1日
まで。
- ⑲ 令和5年 4月28日 南部町議会議員14名中11名で構成する「清和会」
からの要請により、統合保育所の建設候補地3箇所
について、評価基準による採点評価の結果を説明。
- ⑳ 令和5年 6月14日 令和5年第3回南部町定例議会一般質問の町長答弁。
(公開しない取り扱いの統合保育所の建設地について)
「私は政治団体の皆さんから、議会の政治団体の皆さん
から求められたことに対しては、当然説明しなければ
ならないと思っています。さらには議会にも同様に提
出すべきものだと思いますので、それを失念していた
ことに対しては、私の不徳の致すところだろうと思っ
ています。」
- ㉑ 令和5年 6月19日 議会全員協議会で「清和会」へ説明した、統合保育所
の建設候補地3箇所について、評価基準による採点評
価の結果を説明。
- ㉒ 令和5年 7月26日 議会全員協議会で「保育所統合にかかる建設候補地及
び整備方法の検討について」説明。
建設候補地は、C地点(天萬地内)に決定し、建設に

係る補助金の限度額を考慮していなかった等の理由で、建物を民間が建設する方針から、土地と建物を町が取得、建設し、公私連携協定により伯耆の国に無償で貸与する方針に変更。

⑳ 令和5年 8月10日 南部町行財政運営審議会へ「新たに設置する保育園の整備及び運営方法について」諮問。

㉑ 令和5年 8月25日 南部町行財政運営審議会が答申。

「本審議会では、南部町が提示した「新たな方法として、町が建物を整備し、児童福祉法に基づく公私連携型保育園制度により当該建物を活用して「私立保育園」を運営する方法」について検討した結果、当該方法が妥当であると判断する。」

㉒ 令和5年 8月25日 住民等説明会（対象者：保育園の職員）

㉓ 令和5年 8月26日 住民等説明会（対象者：寺内集落）

㉔ 令和5年 8月28日 住民等説明会（対象者：さくら保育園の保護者）

㉕ 令和5年 8月29日 住民等説明会（対象者：つくし保育園の保護者）

㉖ 令和5年 8月31日 住民等説明会（対象者：園児保護者、一般町民）

㉗ 令和5年 9月 1日 住民等説明会（対象者：園児保護者、一般町民）

㉘ 令和5年 9月 4日 議会全員協議会において、南部町行財政運営審議会の答申について町執行部から詳細説明。

㉙ 令和5年 9月27日 議会全員協議会において、統合保育園の運営費について、地方交付税の算定表等により詳細説明。

2 監査の結果

- ① 平成27年3月24日の参議院総務委員会において、国務（総務）大臣は「公立保育所の運営費につきましては、国庫負担金の一般財源化に伴い、地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担金分も含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っています。」と答弁していることから、本措置請求では、南部町が南部町行財政運営審議会へ資料提出し、運営費については、民設・民営の方が南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるとの説明は、民間移管へ誘導するためとの指摘をしている。このため、南部町行財政運営審議会へ示された南部町保育園の統合・民間移管についての計画に係る町財政負担の試算表等や財源比較等の関係資料について精査を行った。地方交付税制度において、普通交付税額は基準財政需要額（単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等））から、基準財政収入額（標準的な地方税収入見込額×原則として75%）を減じて、財源不足額として交付される仕組みとされている。保育所運営費については、社会福祉費に需要額が算定されており、大臣答弁のとおり地方負担の全額について基準財政需要額に措置されているものと認識できるが、保育所運営費を含む社会福祉費やその他の経費を合わせた基準財政需要額に対して、基準財政収入額を減じることにより交付基準額が算出されていることから、地方負担の全額について普通交付税が交付されるものではないことが確認できた。
- ② 令和3年2月26日の南部町行財政運営審議会への諮問「南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について」から、同年10月15日の答申までに南部町

が作成し同審議会で説明した、公設公営・公設民営の場合、民設民営の場合の統合保育園建設に係る町財政負担試算表等の関係資料について、用いられている係数等を根拠資料により確認した結果、すべて妥当な金額が導き出されていた。

- ③ 令和5年7月26日の議会全員協議会において「保育所統合にかかる建設候補地及び整備方法の検討について」として、建設候補地はC地点（天萬地内）に決定したと併せて、建設に係る補助金の上限額を考慮していなかった等の理由により、建物を民間が建設する方針から、土地と建物を町が取得、建設し、公私連携協定により伯耆の国に無償で貸与する方針に変更することが説明されていた。続く、令和5年8月10日には、南部町行財政運営審議会へ「新たに設置する保育園の整備及び運営方法について」諮問されていた。南部町が作成し同審議会で説明した、私立保育園（建物を町が建設し、法人に貸与する場合）、私立保育園（建物を運営法人が建設する場合）、公立保育園（指定管理の場合）の場合の整備・運営方法別の財源比較等の関係資料について、用いられている係数等を根拠資料により確認した結果、すべて妥当な金額が導き出されていた。
- ④ 令和5年8月25日の南部町行財政運営審議会の答申「本審議会では、南部町が提示した「新たな方法として、町が建物を整備し、児童福祉法に基づく公私連携型保育園制度により当該建物を活用して「私立保育園」を運営する方法」について検討した結果、当該方法が妥当であると判断する。」により、南部町は、同年8月25日から9月1日にかけて住民等説明会「南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について」を開催した。建設費と運営費を15年間で試算したコスト比較の説明資料については、南部町行財政運営審議会で説

明された資料と一致しており、不適切とは認められなかった。

- ⑤ 措置請求書の（２）措置請求の内容〈主位的請求〉において、「南部町長 陶山清孝が、令和２年度から令和５年度に行った南部町保育園統合・民間移管についての「南部町行財政運営審議会」及び「南部町保育所あり方検討委員会」及び「住民説明会」「南部町議会」での説明において、あたかも公立のほうが町の財政負担が著しく大きくなると述べ、裏付けとなる資料も示さずに保育園の統合・民間移管が正当であるという説明を行ったことについて」との指摘をしているが、「南部町議会」に対しては、令和５年９月２７日の議会全員協議会において、統合保育園の運営費について、交付税の算定表により財源内訳等が詳細に説明されていた。また、この資料について、用いられている係数等を根拠資料により確認した結果、すべて妥当な金額が導き出されていた。
- ⑥ 社会福祉法人「伯耆の国」が指定管理をしている保育園の統合・民営化を行財政運営審議会に諮る前に、民営化となった場合に当事者に成り得ることが十分に予測される利害関係のある「伯耆の国」に対し、町の判断だけで資料の事前確認と説明を行ったことは、手順として適切だったとは言い難い。町から審議会へ諮問をするにあたっては、疑いを持たれることは避けるべきである。
- ⑦ 児童福祉法第５６条の８において、市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人として指定することができる」と規定している。公私連携施設の法人の指定については、こども家庭庁から各自治体に対し「公私連携幼保連携型認定

こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の取扱いについて」として資料説明がなされているが、法人の選定方法には法律上特段の規定はなく、公正な手続の上で選定することとされていた。南部町は、令和5年3月14日に「つくし保育園」並びに「さくら保育園」の今後のあり方についての協議として公文書を発出し、公私連携協定の締結事項について、「伯耆の国」との正式な協議を開始しているが、この協議は、公正な手続を議会の議決に求めるため、その準備として進められているものと判断した。

- ⑧ 統合保育園の用地選定の状況について、南部町議会議員14名中11名で構成する「清和会」から説明の要請があり、令和5年4月28日、南部町は統合保育所の建設候補地3箇所の評価基準による採点評価の結果について説明を行い、続いて、令和5年6月議会の会期中に議会から同じ要請があり、令和5年6月19日の議会全員協議会において、説明がなされた。

3 監査委員の結論

南部町長の行っている南部町保育園統合・民間移管についての計画は、統合保育園建設に係る町財政負担試算表等や整備・運営方法別の財源比較等の何れもの関係資料は適切であり、本措置請求が指摘している恣意的な誘導とされる事実や根拠は認められない。従って、多大な行政経費の支出となることが相当の確実さをもって予測される場合には該当しないことから、本措置請求書の(2)措置請求の内容〈主位的請求〉に記載されている「今後、予測される保育園の統合・民間移管の差し止め及び、町財政の支出、建設費7億3千5百万円(内南部町一般財源 4億1千9百64万6千円南部町の試算によるが、この金額は増額になることも考えられる)の支出差し止めを

求めるよう請求する。」並びに、同じく（４）南部町長に求められる措置に記載されている「南部町「さくら保育園」「つくし保育園」統合・民間移管についての計画を白紙に戻すことを求めるものである。」とする請求には、措置の必要を認めない。

よって、請求人から請求があった南部町長 陶山清孝に対する措置請求書は棄却する。